

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

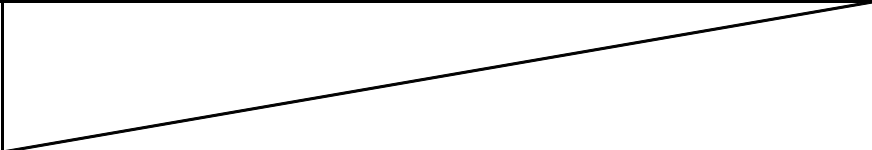
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	44
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html</a>

執行機関名 新宿区長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの 【新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱(平成16年4月1日付け16新福児子育第18号)第3条の規定による利用料の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務】
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月14日新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	民間学童クラブ運営費補助要綱 第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の<u>子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第3条 前条に規定する民間学童クラブは、次に掲げる要件の下に運営するものとする。</p> <p>(1) 区内に居住し、又は新宿区立小学校に就学している児童で、放課後（学校休業日においては、通常日における学校の始業相当時間以後とする。以下同じ。）の時間において<u>保護者が就労等昼間家庭にいない小学校に就学している児童</u>（以下「放課後児童」という。）を対象とすること。この要綱は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を新宿区内において社会福祉法人等が実施する場合（以下「民間学童クラブ」という。）の運営に要する経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定め、<u>児童福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>民間学童クラブ運営費補助要綱 民間学童クラブ利用料助成要綱</p>